港湾勘定	交通円滑化事業 交通円滑化事業費補助 北海道交通円滑化事業 沖縄交通円滑化事業 廃棄物処理施設整備事業費補助 港湾改修事業 競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務 港湾改修事業費補助 東日本大震災復興港湾改修事業 競争導入公共サービス北海道港湾整備事業発注者支援業務 沖縄港湾改修事業 競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業発注者支援業務 仕様の変更に伴う民間資金等活用空港整備等事業に係る限度額の増額
空港整備勘定	空港整備 競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務 競争導入公共サービス北海道空港整備事業発注者支援業務 沖縄空港整備 競争導入公共サービス沖縄空港整備事業発注者支援業務 航空路整備 東日本大震災復興現場事務所等営繕
業務勘定	

所管	特別会計・所管・組織	事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興特別会計	かんがい排水事業 水産物供給基盤整備事業費補助
	復興庁	国立大学法人施設整備費補助 公立学校施設整備費負担
	文部科学本省	官庁営繕
	国土交通本省	通信機器購入 航空機整備 施設整備 研究開発 教育訓練
	防衛本省	

3　繰越経費

財政法第34条の2第1項の規定により平成23年度において指定された経費で、平成24年度に繰り越されたもののうち、前2号に掲げるもの以外のもの。

○財務省・農林水産省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第五第三号の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年四月六日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

第二十二号の1中「森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正前の」を削り、「第十一条四項」を「第十一条五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、「特定広葉樹育成施業森林」の下に「（以下「特定広葉樹育成施業森林」という。）」を、「いと」の下に「（森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正前の森林法第十一条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する森林施業計画（特定広葉樹育成施業森林をその対象とするものを除く。）につき市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、都道府県知事又は農林水産大臣）の認定を受けているものを含む。）」を加える。

○財務省・経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年四月六日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

平成二十四年四月六日

財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること
二	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点をいかした事業を促進すること
三	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること